

地域生活支援拠点にかかる加算について

この資料は、障害福祉サービス等の給付費における地域生活支援拠点等に係る加算等の概要をまとめたものです。実際の請求については、法令等の規定を十分に確認してください。

■ 計画相談支援・障がい児相談支援

① 地域生活支援拠点等相談強化加算

拠点等である相談支援事業所が、緊急時に利用者等からの要請に基づき、短期入所利用のための連絡・調整を行った場合 700 単位/回（月 4 回を限度）

② 地域体制強化共同加算

拠点である相談支援事業所又は拠点関係機関との連携体制を確保して協議会に定期的に参画している相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス等事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理して協議会に報告した場合 2,000 単位/月

■ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

緊急時対応加算

居宅介護計画等に位置づけられていない居宅介護等を、利用者等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合 100 単位 / 回（月 2 回を限度）

拠点等の場合 さらに 50 単位/回を加算

■ 短期入所

地域生活支援拠点等である場合の加算

拠点等である事業所がサービス提供を行った場合

利用を開始した日について、定める単位にさらに 100 単位/日を加算

一定の重度障がい者等の場合、さらに 200 単位/日を加算

■ 施設入所支援

① 地域移行促進加算（Ⅰ）

拠点等である障がい者支援施設の入所者が、地域移行支援による障がい福祉サービスの体験的な宿泊支援を利用する場合に、入所施設の職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合 所定単位数に代えて 120 単位/日を算定

② 地域移行促進加算（Ⅱ）

拠点等である障がい者支援施設が、グループホーム等の見学や食事体験など、地域生活への移行に向けた支援を行った場合 60 単位/日を加算（月 3 回を限度）

■生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

※いずれも障がい者支援施設に設置されているものに限る。

障がい福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ・Ⅱ）

拠点等である障がい者支援施設の入所者が、当該施設の生活介護等を利用する場合であって、地域移行支援による障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、施設職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合

初日から5日目 500単位／日 6日目から15日目 250単位／日

拠点等の場合 さらに50単位／日を加算

■生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

緊急時受入加算

拠点等である事業所が、利用者の緊急事態において、夜間に支援を実施した場合、100単位／日を加算